

笑皆の風 重要事項説明書

1. 事業者について

法人名 株式会社 サフィール
法人所在地 愛知県名古屋市緑区相川三丁目69番地
電話番号 (052) 879-5503
代表者氏名 小田 秀樹
設立年月日 平成21年7月17日

2. 事業所の概要

事業所の種類 指定地域密着型通所介護事業所 平成25年5月1日 愛知県指定
事業所の名称 笑皆の風
事業の目的 指定地域密着型通所介護事業所は生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練員が要介護認定者に対して日帰りにて、入浴や機能訓練等を行うことを目的としています。
事業所の所在地 愛知県名古屋市天白区野並二丁目343番地 野並第一ビル101号
電話番号 (052) 896-6621
代表者の氏名 管理者 進藤 光
事業所の運営方針 指定地域密着型通所介護事業所は要支援状態又は要介護状態になった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の心身及び精神的負担の軽減を図るものとします。
開設年月日 平成25年 5月 1日

3. 事業実施地域及び営業時間

通常の事業の実施地域 名古屋市緑区・天白区・南区
営業日及び営業時間 月～土（8月第2土曜日、12月30日～1月3日を除く）
午前8時～午後5時

4. 職員の体制

	管理者	生活相談員	看護職員	介護職員	機能訓練指導員
人数	1名	1名以上	1名以上	1名以上	1名以上

5. 従業者の職務内容

- (1) 管理者は、通所介護サービスに携わる従業者の管理、指導を行う。
- (2) 生活指導員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画・指導を行うほか、市町村との連携を図る。
- (3) 看護職員は、検温、血圧測定等のバイタルチェックを行うほか、利用者のサービス計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者のサービス計画に基づく介護を行う。
- (5) 機能訓練指導員は、介護プログラムに基づき機能訓練の実施、指導を行う。
- (6) 事務職員は、一般事務及び庶務に関することを行う。

6. サービス内容

○おやつ

当事業所では、栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮したおやつを提供します。

[時間] 1単位目・・・午前11時 2単位目・・・午後3時

○入 浴

一般浴槽のほか入浴に介助を要するご利用者には、職員にて対応します。

○排 泄

排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

○機能訓練

機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

○健康管理

看護職員が、健康管理を行います。

7. 通所介護サービスの利用日の中止・変更・追加

- (1) ご利用者は利用期日前において、通所介護サービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービス実施日の前日までに当事業所に申し出ていただきます。
- (2) ご利用者からの上記申し出に対して、事業所が満員で、ご利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者に提示して協議する場合があります。

8. 事故発生時の対応

当事業所は、通所介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するものとします。また、「事故取扱手順」に基づき必要な措置を講じるものとします。

- 2 当事業所は事故の防止に努め、安全かつ適切な介護サービスの提供体制を確立することを目的に、事故防止対策委員会を設置し、事故の防止策の検討及び研究等に努めます。

9. 高齢者虐待防止について

当事業所は、虐待防止のための指針に基づいて、虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応などに努めるとともに、虐待が発生した場合には、適切に再発防止策を講じるものとします。

- 2 当事業所は、虐待の防止に努め、適切に実施する為の担当者を置いたうえで、虐待防止検討委員会を設置し、虐待の防止策の検討及び情報共有、研修の実施等に努めます。

10. 身体拘束等の適正化について

当事業所は、身体拘束等の適正化の為の指針に基づいて、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的被害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

- 2 当事業所は、身体拘束の廃止に向けて、身体拘束等適正化委員会を設置し、身体拘束の実施状況及びその適正性についての検討、その結果の情報共有、研修の実施等に努めます。
- 3 やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応については、身体拘束等適正化委員会で協議し、身体拘束・行動制限に関する説明書等を用いて同意を得るものとします。

11. ハラスメント防止について

当事業所は、ハラスメント防止規程に基づいて、相談窓口を設置し、利用者及び家族から自社職員が被害を受けた場合は、事実に基づいた適切な措置を講じるものとします。

- 2 自社職員から相談窓口にご相談を受けた場合は、調査委員会を設置し、事実関係を正確に把握し、調査委員会は調査結果に基づいて必要な措置を講じるものとします。

12. 守秘義務について

(ア) 事業者は、利用者及びその家族等の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。

(イ) 事業所が得た利用者及び家族等の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族（又は代理人）の了解を得るものとします。

13. 要望及び苦情の申出

当事業所に対しての要望及び苦情は、迅速かつ適切に対応いたします。

○ 苦情相談責任者

管 理 者 進藤 光 TEL（052）896－6621

行政機関その他苦情受付機関

名古屋市役所 (健康福祉局介護保険課)	052-959-3087
緑区役所 (福祉課介護保健福祉相談窓口)	052-625-3965
天白区役所 (福祉課介護保健福祉相談窓口)	052-803-1111
愛知県社会福祉協議会	052-202-0167
愛知県国保連 (介護福祉課苦情調査係)	052-971-4165

- 要望及び苦情を受け付けた場合は、「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に基づき処理体制手順に従って、対応いたします。

1 4. 利用料金等のお支払方法

利用料金等その他利用に要した費用は月末締めで、翌月 10 日過ぎに請求書を発行します。
毎月 20 日に引き落としを致しますので、19 日までに銀行口座をご確認ください。
お支払方法は以下の通りです。なお、20 日過ぎから領収書を発行いたします。

- (1) 郵便局、銀行の引き落としによる方法